

令和6年度

事業計画書

社会福祉法人春日部市社会福祉協議会

# 目 次

◆ 基本方針	P 1
◆ 事業計画	
1 法人経営	
(1) 理事会、評議員会等の開催	P 1
(2) 住民・法人会員制度の充実	P 1
(3) 広報（広報誌、ホームページ）の充実	P 2
(4) 関係機関、団体等との連携	P 2
(5) 職員研修制度等の充実	P 2
(6) 健康で働きやすい職場づくり	P 2
(7) 持続的な財政基盤の構築	P 2
(8) 第二次地域福祉活動計画の策定	P 2
2 福祉事業の推進	
(1) 生活課題の解決に向けた地域支え合い活動の推進	P 2
(2) 支部社協活動の推進	P 4
(3) 権利擁護の推進及び相談支援体制の充実	P 5
(4) ボランティア活動の推進	P 5
(5) 福祉教育の推進及び福祉人材の養成	P 6
(6) 在宅福祉の支援	P 6
(7) 社会参加の促進及び機会の提供	P 7
(8) 介護保険事業	P 7
(9) 障害福祉サービス事業	P 8
(10) その他の事業	P 8
3 収益事業	
(1) 自動販売機設置経営事業の実施	P 9
(2) 不要入れ歯回収事業の実施	P 9

# 令和6年度

## 社会福祉法人春日部市社会福祉協議会

## 事業計画

### ◆ 基本方針

令和2（2020）年初頭から続く新型コロナウイルス感染症は、これまで培ってきた生活や地域とのつながりに対し、現在においても、大きな影響を与えているのが現状です。

感染抑制の取り組みの一環として、経済・社会活動の制限・自粛が進められましたが、失業などによる収入の減少、住居の維持の困難化など生活に困窮する人びとの急増、社会性の低下による身体機能の低下、子どもの貧困、社会的孤立など、複雑かつ多様な生活・福祉課題の顕在化につながっています。

多くの支援施策により、これらの課題に対応し、困難な状況を脱した人も多い中、特に、もともと脆弱な生活基盤にあった高齢者、障がい者、ひとり親世帯等は今なお、多くの課題を抱えている状況です。

こうした生活課題に対応していくためには、誰もが支えられている、つながっているという、「地域のつながり」が必要となります。

地域福祉を推進する中心的な団体として、誰もが役割を持って地域を支える一員となれるよう、地域での居場所や交流拠点、人と人とのつながり、地域の見守り・支え合い活動を推進するとともに、引き続き、当事者を含め自治会や民生委員・児童委員、ボランティア、福祉関係者、社会福祉法人などがつながることで、当事者やその家族に寄り添った「いつでも相談できる支援体制づくり」や、誰もが日々の生活の中で、少し意識をすることで、一人ひとりが日常の些細な変化を伝えていく「ゆるやかな見まもり（ゆるまも）」活動を推進してまいります。

その一環として、ふれあい会食会（配食サービス）助成の際、これまで単身高齢者等に限定されていた対象要件を拡大し、子どもや生活困窮者等も対象とすることで、「地域のつながりづくり」を推進します。

また、令和6年度は、次期春日部市地域福祉活動計画（令和7年度から令和11年度）の策定期間となることから、各種事業を通じて得られた地域の福祉ニーズを集約・精査し、必要に応じて新たな事業展開を検討していきます。

### ◆ 事業計画

#### 1. 法人運営

##### (1) 理事会、評議員会等の開催

法人運営にあたり、定款・規則、事業計画、予算、事業報告、決算などの審議、議決など当法人の基幹的業務を計画的に実施するとともに、各種福祉サービスの実施を通して、法人の適正な運営に努めます。また、事務局会議を定期的開催することで、担当間の情報共有や連携を図り、より円滑な法人運営や良質なサービスの提供に努めます。

##### (2) 住民・法人会員制度の充実

当法人は、地域（会員）の皆さんに支えられて、さまざまな事業や活動を行っています。そのため、きめ細かく地域の生活ニーズを把握し、地域に必要とされる地

域福祉活動を推進することにより、一般会員加入率の向上、賛助会員・特別会員の拡充に努めます。

### (3) 広報（広報誌、ホームページ）の充実

当法人の活動周知や福祉への理解を促進するため、広報誌「あしすと」を年3回全戸配布します。その中で当法人の認知度を高めるため、福祉サービスに関することや、地域の困りごとに関する情報などを身近に感じてもらえるよう情報発信力の充実に努めます。

### (4) 関係機関、団体等との連携

地域全体での生活課題の解決に向け、行政や自治会、民生委員・児童委員、ボランティア、福祉関係者、社会福祉法人などと更なる信頼関係を築くことで、連携機能の強化を図ります。

### (5) 職員研修制度等の充実

人材育成や専門性の向上を図るため、県社協等と連携した研修を実施します。

### (6) 健康で働きやすい職場環境づくり

職員の安全衛生管理に対する意識を高めるとともに、ストレスチェック制度などを活用し、組織全体で働きやすい職場環境づくりに努めます。

### (7) 持続的な財政基盤の構築

効果的かつ効率的な事業運営に取り組むとともに、職員の法人運営に対する意識を高めることで、新たな自主財源の確保や各種事業等の収益の向上を図ります。

### (8) 第二次地域福祉活動計画の策定

第一次地域福祉計画を検証するとともに、第一次の計画期間中に明らかになった新たな地域課題の解決に向け、令和7年度から令和11年度の5か年を計画期間とする第二次地域福祉活動計画を市の「春日部市地域福祉計画」と連携・協働しながら、策定いたします。

## 2. 福祉事業の推進

### (1) 生活課題の解決に向けた地域支え合い活動の推進

#### ① コミュニティソーシャルワーク機能の充実

「地域共生社会」の実現に向け、一般住民や自治会、民生委員・児童委員、ボランティア、福祉関係者、社会福祉法人などと連携することにより、地域の生活課題の解決に努めます。

また、地域における支え合いの仕組みづくりを推進することにより、地域力の向上に努めます。

#### ② 生活支援体制整備事業（市受託事業）

高齢化が進む中で生じる地域の抱える課題に対し、地域の社会資源である地縁組織やボランティア、社会福祉施設などさまざまな立場の人が生活支援を行う「地域で支える仕組みづくり」を推進します。

また、「生活支援コーディネーター」を配置し、さまざまな団体に参画いただき、地域福祉の新たな担い手の養成、住民主体の取組を推進します。

- 支え合い会議（協議体）の開催（第1層：市圏域、第2層：支部社協圏域）  
地域の情報をさまざまな立場の人で共有する仕組みを整えるとともに、新たな仕組みづくりにつなげていきます。
  - 担い手養成講座の開催  
地域住民が社会参加、社会的な役割を持つ事で生きがいを感じ、介護予防に加え、地域づくりにつなげられるよう、地域活動を担う人材を養成します。
  - 訪問型サービスA従事者養成研修の開催  
生活支援サービスの担い手育成の一環として、春日部市の指定訪問型サービスA事業所で生活支援を担う従事者を養成します。
- ③ 住民懇談会の実施  
地域の社会資源の拡大、地域の強みや課題の共有を進め、新たな支え合い活動につなげていくため、住民懇談会を実施します。
- ④ 地域福祉活動応援事業  
暮らしを取り巻く困りごとへの対応として、地域の支え合い活動をより発展させるため、自主的に地域福祉の向上及び充実を図ることを目的に結成した団体の新たな活動に対し、助成をすることで活動の立ち上げを支援します。
- ⑤ 市内の社会福祉法人等との連携・協働  
制度の狭間の問題や新たな課題などに対する地域の支え合い活動の推進のため、市内の社会福祉法人などと連携・協働して取り組んでいきます。
- 「春日部市社会福祉法人連絡会」の開催  
高齢者、児童、障がい者などの分野を超えた社会福祉法人相互の更なる連携や制度の狭間の問題など地域社会の課題解決を図る「地域における公益的な取り組み」を進めるため、「春日部市社会福祉法人連絡会」を計画的に開催します。
  - 「地域開放スペース」の推進（「地域開放スペースマップ」の発行）  
社会福祉法人などと地域をつなぐ手段の一つとして、社会福祉法人などが運営する施設内の会議室などを地域住民へ開放する「地域開放スペース」の拡充に努めます。
  - 「かすかべお役立ちマップ」の発行  
サロンや会食会、生活支援団体など地域の支え合い活動を「見える化」することで更なる地域の支え合い活動の啓発や利用促進を図ります。
- ⑥ 彩の国あんしんセーフティネット事業  
社会福祉法人による社会貢献活動の一環として、既存の制度では対応しきれない制度の狭間の問題や、生活困窮などの課題に対し、市内の社会福祉法人と

協働して、相談支援を行います。

また、「春日部市彩の国あんしんセーフティネット事業連絡会」を開催し、事業参加施設間の情報共有などを進めます。

⑦ かすかべ家事サービス事業

高齢者世帯や障がい者（児）者世帯、ひとり親世帯、ヤングケアラーのいる世帯などを対象に、日常的な家事や院内介助など地域の支え合い活動を進めることにより、安心して暮らす事のできる地域づくりを推進します。

⑧ ファミリー・サポート・センター事業（市受託事業）

子育て世帯を対象に、児童の送迎など地域の支え合い活動を進めることにより、仕事と家庭の両立と子育て支援を図ります。

⑨ 子どもの居場所づくり

子どもの貧困に係る課題について、新たな活動の立ち上げなどの支援を行うため、ボランティア講座などを開催します。また、社会的孤立への対応として、子どもの居場所（サロン等）を地域住民とともに取り組むことで、地域の支え合い活動の仕組みづくりにつなげていきます。

○ 「子どもの支援ネットワーク」の開催

子どもの居場所づくりや支援を行う団体がつながることで、子どもを取り巻く環境等の情報共有を図り、地域における子どもの支援体制を充実させていくために「子どもの支援ネットワーク」を定期的で開催するものです。

○ ひとり親家庭食材配付事業（かすかべココつな便）

ひとり親家庭に対し、地域住民等の参加と協力を得て、毎月食材を配付することにより、食の支援を図るとともに、継続的に関わることができる仕組みの充実を図ります。

○ ひとり親家庭受験生応援事業

ひとり親家庭の子どもの将来の自立に向けた取り組みを支援するとともに、大学・高校受験に係る経済的な支援を通じ、継続的に関わることができる仕組みの充実を図ります。

## (2) 支部社協活動の推進

地域住民の参加協力のもと、各支部社協が地域ごとの課題・特性に応じて、地域の中心的な役割を果たせるよう、当法人と支部社協の更なる連携や情報共有を進め、きめ細かな福祉の推進を図ります。

また、継続的な支部社協活動や地域福祉の推進などを図るため、支え合い活動の担い手養成講座の開催など人材育成にも努めます。

① ゆるやかな見まもり活動（見守り・声かけ活動）

支部社協の協力のもと、単身高齢者や高齢者夫婦世帯、ひとり親世帯、ヤングケアラー、不登校、生活困窮、社会的孤立に陥っている人などに対し、地域全体で“ゆるやかに” “さりげなく” “無理をしない” 「ゆるやかな見まもり（ゆるまも）」活動を行うことで、一人ひとりが支え合いという認識を感じられ

るような地域づくりを目指します。

② ふれあい会食会

支部社協や地域住民の協力のもと、単身高齢者や高齢者夫婦世帯、ひとり親家庭を始めとした、要支援世帯の子どもや生活困窮者などを対象とした、「ふれあい会食会」又は「配食サービス」を支援することで、地域での交流や生きがいづくり、居場所づくりにつなげていきます。

③ ふれあい・いきいきサロン

高齢者や介護者、子育て中の方など地域住民が周囲との交流を図り、仲間づくりの輪を広げる活動をとおして地域での居場所づくりにつなげていきます。

④ 支部社協情報交換会

支部社協活動のそれぞれの現状の課題、取り組み状況などについて、各支部間で情報を共有することにより、新しい発見、気づきにつなげ、地域に根ざした地域福祉活動を推進します。

### (3) 権利擁護の推進及び相談支援体制の充実

① 福祉サービス利用援助事業

判断能力が十分でない高齢者や知的障がい・精神障がいのある方などが、住み慣れた地域で安心して生活が送れるよう生活支援員が定期的に訪問し、支援を行います。

② 小口福祉資金・生活福祉資金の貸付

低所得世帯や高齢者世帯、障がい者世帯、失業者世帯などに対し、世帯の生計の安定や自立を図るため、相談支援を通じた貸付事業を行います。

③ 心配ごと相談事業

日常生活の中でも、困りごとや悩みごとに対して、「心の問題」には臨床心理士が、「法律の問題」には弁護士が相談員となり、問題解決に向け支援します。

### (4) ボランティア活動の推進

① ボランティアセンターの運営（春日部・牛島・浜川戸・武里）

ボランティア活動に関する情報発信や、ボランティアパートナーによるボランティア相談、ボランティアセンターの貸し出しなどを行うことにより、ボランティア活動やボランティア交流の拠点化に努めます。

② ボランティアの育成及び活動支援

ボランティア相談やボランティア活動推進のための講座やイベントなどを定期的に開催することで、地域のニーズに応じたボランティアの養成に努めます。

さらに、ボランティア登録制度の周知を積極的に図り、登録者へのボランティア活動の紹介やコーディネート業務を行い、ボランティアの活性化に努めます。

また、ボランティア活動推進連絡会に加盟するボランティア団体への助成を行い、各種活動を支援するとともに、さまざまな団体の協力を得ながら、ボランティアフェスティバルなどを開催することで、定期的なボランティア活動へ

の啓発に努めます。

- ③ 災害ボランティアセンターの対応  
被災者や災害ボランティア活動希望者への対応や運営方法について定期的に訓練等を行うことで、被災者支援を担う災害ボランティアセンターの円滑な運営を図ります。
- ④ 庄和社会福祉センターの貸出し  
福祉活動の場として施設を貸し出しすることにより、地域福祉の推進を図ります。

## **(5) 福祉教育の推進及び福祉人材の養成**

- ① 福祉教育の推進  
小中学校や当事者団体、ボランティアグループなどの協力を得ながら、高齢者や障がい者（児）など、誰もが地域の一員であるという意識の醸成を図るとともに、福祉に関する問題や活動への興味を促し、地域活動への参加をとおして地域づくりにつながるよう福祉教育を推進します。
- ② 市民福祉まつり・ふれあい広場の開催（11月に開催予定）  
市民一人ひとりの心のふれあいを通して住みよいまちを築くとともに、福祉に対する理解を深め、市民交流の輪を広げ思いやりある心を育みます。
- ③ 長寿を祝う会の開催（9月に開催予定）  
社会に尽くされてきた高齢者の長寿を祝うとともに、市民の高齢者に対する敬意の心を深めます。
- ④ 社会福祉従事者の養成  
大学などから実習生を受け入れることにより、社会福祉従事者の養成や地域への貢献を図ります。

## **(6) 在宅福祉の支援**

- ① 紙おむつ配付事業  
紙おむつなどを配付することで、経済的な負担の軽減や在宅での介護を支援します。
- ② 福祉機器貸出し事業  
福祉機器を貸し出しすることにより、利用者の生活の質の向上や福祉教育の推進を図ります。
- ③ 有償ホームヘルプサービス事業  
介護保険法及び障害者総合支援法に定めるホームヘルプサービス事業の派遣対象者のうち、決定されたサービスに上乘せ又はサービスの決定が見込まれるまでの間、サービスの提供を希望する方を対象に、ホームヘルプサービス事業を補完し、生活の安定や精神的な安定を図り、健全で安らかな生活を営むことができるよう支援します。

- ④ 歳末援護金配付事業  
歳末たすけあい運動の一環として、明るい歳末を迎えられるよう援護金を配付します。

## (7) 社会参加の促進及び機会の提供

- ① 手話通訳派遣事業（市受託事業）  
社会生活におけるコミュニケーションなどを円滑にするため、聴覚障がい者や音声、言語機能障がいのある方に対し、手話通訳者を派遣します。  
また、研修会などを開催することで、手話通訳者の技術向上に努めます。
- ② 障がい児ふれあいバス旅行  
親子や各家庭間の交流を深めるため、障がい児とその家族を対象に、バス旅行の機会を提供します。
- ③ ひとり親家庭バス旅行  
親子や各家庭間の交流を深めるため、ひとり親家庭の親子を対象に、バス旅行の機会を提供します。
- ④ 福祉車両貸出し事業  
高齢者や障がい者などに対し、福祉車両を貸し出すことにより、利用者の行動範囲を広げ、社会に参加する機会を提供します。

## (8) 介護保険事業

- ① 居宅介護支援事業  
要介護状態となった方が可能な限り、居宅において自立した日常生活を営むことが出来るよう、ニーズを反映した居宅サービス計画を作成し、心身の状態や生活環境に応じて、保険・医療・福祉、インフォーマルサポートなど社会資源を結びつけ、適切なサービスが総合的かつ効率的に提供されるように支援を行います。
- ② 訪問介護事業  
要支援者や要介護者、その家族等の負担の軽減を図り、在宅での生活が安心して送れるよう訪問介護計画書に基づきホームヘルパーを派遣し、「身体介護」、「生活援助」等のサービスを提供します。  
また、身体介護を伴わない清掃・洗濯などの生活支援を実施する「介護予防・生活支援サービス（訪問型サービスA）」を実施します。
- ③ 通所介護事業（あしすと春日部、ゆっく武里）  
要支援者や要介護者が、在宅での生活を続けていけるよう、身体機能の維持・向上を目指し、機能訓練や他者との交流を通して、つながりづくりや認知症予防等を図ります。
- ④ 地域包括支援センター事業（市受託事業）  
第1生活圏域内の高齢者に対し、介護予防事業や高齢者本人・家族に対して総合的な相談を進め、住み慣れた地域で安心して生活を営むための支援を行っ

てまいります。

また、認知症への理解の普及・啓発のため、認知症地域支援推進員の配置、認知症サポーター養成講座やオレンジカフェを開催します。

さらに、地域の支え合い活動構築のため、生活支援コーディネーターを配置するとともに、ネットワークの構築や地域支え合い会議の開催、地域のケアマネジャー支援・援助としての地域ケア会議を開催します。

## (9) 障害福祉サービス事業

### ① 居宅介護等事業

日常生活を営むことに支障がある身体障がい者（児）や知的障がい者（児）、精神障がい者（児）に対して、生活の安定を図るとともに、自立した生活を営む事が出来るようホームヘルパーを派遣し、適切な日常生活を送れるよう支援します。

### ② 地域活動支援センター事業

地域に暮らしている身体障がい者や知的障がい者、精神障がい者に対し、自立の促進、生活の質の向上などを図るため、レクリエーションや機能訓練などのサービス提供を行います。また、地域での居場所づくりや生きがいづくりの提供を行います。

### ③ 障害者通所支援施設の運営（指定管理事業）

（指定管理期間） 令和3年4月1日から令和8年3月31日

#### ○ 就労継続支援施設（ふじ支援センター、ゆりのき支援センター、ひまわり園 リサイクルショップ）

心身障がい者に対し、自立した日常生活等を営むことができるように、就労や生産活動等の機会を提供します。

#### ○ 生活介護（あおぞら）

常時介護を必要とする障がい者に対し、身体機能や生活能力の向上を図るため、排せつ又は食事等の支援を行うとともに、創作的活動や生産活動の機会を提供します。

また、利用者の送迎サービスを実施することで、家族の利便性の向上と負担の軽減を図ります。

### ④ 春日部市障害者就労支援センター運営事業（市受託事業）

障がい者の就労機会の拡大を図るため、職業相談、就労準備の支援、職場開拓、職場実習、職場定着などの支援を行います。

## (10) その他の事業

### ① 法外援護金支給事業

不測の事態により所持金もなく、旅費などに困窮している行路者に援護金を支給します。

### 3. 収益事業

#### (1) 自動販売機設置経営事業の実施

法人運営を安定的に行っていくため、積極的な自動販売機の設置や増設に取り組みます。

また、「社会貢献型自動販売機」の設置を推進することにより、法人等の社会貢献の機会を提供するとともに、財源の確保に努めます。

#### (2) 不要入れ歯回収事業の実施

NPO 法人日本入れ歯リサイクル協会に協力して、不用となった入れ歯を回収し、その入れ歯に使われている貴金属を再利用することにより得た収益金を地域福祉の推進などに活用します。